



広沢 真 議員

**Q** 障害者の応益負担に町独自の助成策を

**A** 現時点では考えていませんが実態をふまえ検討します



知的障害者授産施設「くりえいと柴田」(船迫)

**問** 障害者者自立支援法は障害者基礎年金程度の収入であつても利用者負担が発生し、作業所に通所した場合、少なくとも月々1万5千円の負担になる。これは、一般の生活から考えれば25%の税が課せられるのと同じことになる。

する独自策を講じるべきではないか。  
(2) 低所得1の利用者について、社会福祉法人軽減制度の自己負担額7千500円の半額を助成できないか。

ものであり、本人の所得を基準とすることはできないと考えています。  
(2) 低所得1は市町村民税非課税世帯で、本人の収入が80万円以下で月額上限額は1万5千円です。低所得1の利用者の場合、7千500円の自己負担額に軽減されています。さらにまた半額を助成するまで今のところ考えていません。激変緩和措置については実態調査を待つ必要なら検討します。

**答** 滝口町長 (1) 利用者負担は、障害者自立支援法で1カ月の上限額が利用者本人の属する世帯の収入に応じて設定されています。所得区分が世帯の課税状況とされているのは国の制度としての

**問** (1) 柴田町の借金は、宮城県36自治体の中で第2位。返済はどのようにするのか。  
(2) 今までに、町債の繰り延べ、ふるさと創生基金の一般会計繰り入れ、事業の繰り延べの連続。その後はカットのオンパレード。そのような状況下でも住民自治基本条例検討委員会がつけられたづくりはできる。角田市では、「共同のまちづくり推進基本指針」で地域づ

**Q** 本町の緊急課題は財政再建で町の憲法づくりではない



佐藤輝雄 議員

**A** まちづくりには一定の共通した理念と規範が必要



まちづくりワークショップ

くり総合交付金を新設。白石市では、8公民館が地域の特色を出しながら、委託料により住民主導で運営がされている。  
住民サービスに力を入れるべき時ではないか。

債費の適正化に努めます。  
(2) 柴田町と他市町の違いは、時間がかかっても住民との協働によるまちづくりの意義をしつかりと理解した上で、新たな住民自治の仕組みを定着させていくことです。  
財政再建や行財政改革の延長線上に自立した新たな自治体モデルがあり、その規範となるのが住民自治基本条例です。財政再建行財政改革と並行して進めさせていただきたい。